大郷町原油高騰対策運輸事業者等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大及び経済情勢 の変動による原油価格高騰の影響を受けた運輸事業者等の経費の増 加負担を支援することを目的とし、大郷町補助金交付規則(平成4年 大郷町規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものと する。

(交付対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全 てを満たす者とする。
 - (1) 中小企業者等であって、町内で事業を営んでいる者
 - (2) 貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業 (乗合バス等は対象外)、自動車運転代行業のいずれかの事業を営む者
 - (3) 引き続き事業を継承していく意思がある者 (交付対象者車両)
- 第3条 補助金の交付の対象となる車両は、次の各号に掲げる要件の 全てを満たすもので、リース車両を含む。ただし、二輪自動車、被牽 引自動車を除く。
 - (1) 補助対象事業者が、令和4年9月1日から令和4年11月30 日までの間、事業のために使用していること。
 - (2) 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標(ナンバープレート)を表示した車両であること。
 - (3) 事業用であること。

(支援金の額の算定)

第4条 補助金の上限額は20万円とし、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

- (1) 町内の事業所に所属する軽自動車の車両は台数に3千円を乗じて得た額
- (2) 町内の事業所に所属する小型自動車の車両は台数 5 千円を乗じて得た額
- (3) 町内の事業所に所属する小型自動車、軽自動車以外の車両は台数に1万円を乗じて得た額

(支援金の交付申請)

- 第5条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、大郷町原油高騰対策運輸事業者等支援補助金交付申請書(様式第 1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 大郷町原油高騰対策運輸事業者等支援補助金 申請対象車両一 覧(様式第2号)
 - (2) 運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への 許可申請等のいずれかの写し。ただし自動車運転代行業において は公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
 - (3) 対象車両全ての車検証の写し
 - (4) 法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し、個人事業者にあっては、確定申告書の写し及び身分証明書の写し
 - (5) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、令和5年1月31日までに行わなければならない。 (補助金の交付決定)
- 第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したとき は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等に より、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたとき は、速やかに、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(決定の通知)

- 第7条 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、申請者に対し大郷町原油高騰対策運輸事業者等支援補助金交付決定通知書 (様式第3号)により通知するものとする。
- 2 補助金交付決定通知書には必要な条件を付することができる。 (補助金の請求)
- 第8条 交付決定の通知を受けた者は、大郷町原油高騰対策運輸事業者等支援補助金交付請求書(様式第4号)により、町長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は 一部について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

- 第10条 町長は、申請内容等を確認するため、補助金の交付決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができる。 (その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な 事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限等)

2 この告示は、令和5年3月31日に、その効力を失う。ただし、同日前に第6条の規定による補助金の交付決定を受けた者については、第9条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。